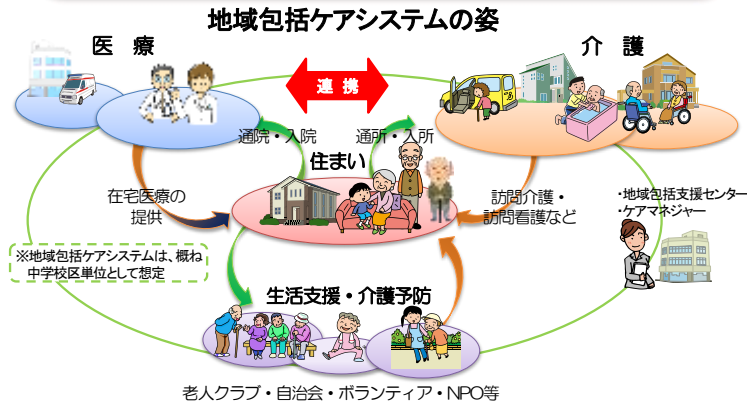


富山県の地域包括ケアシステム構築に向けた取組み状況

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現



—地域包括ケアシステム推進会議—

地域包括ケアシステムの構築を官民一体で推進

H26.6 設置

- 会長:知事
- 委員:医療・介護関係、住民団体(老人クラブ、自治会等)、事業者(ライフライン等) 26名

H27.2 共同宣言採択

- 5つの柱
- 1 若い時からの健康づくりと介護予防の実践
- 2 多様な担い手による生活支援体制の構築
- 3 安心できる医療・介護サービス提供体制・高齢者の住まいの確保
- 4 ICTの活用など効率的・効果的なサービスの推進
- 5 官民連携した地域体制づくり、普及啓発

共同宣言の趣旨を踏まえて

—平成27年度の主な取組み—

普及啓発(県民運動)

■地域包括ケア推進県民フォーラムの開催

地域包括ケアについて県民に理解を深めていただくとともに、地域包括ケアシステム構築の気運の醸成を図るために開催(12月23日、約350名参加)



(フォーラムの様子)

■シンボルマークの作成

地域包括ケアシステムの普及啓発のため、富山県のシンボルマークを作成(公募による260点の中から決定)。地域包括ケア活動実践団体の登録ステッカー、関連事業のチラシ等で使用

(シンボルマーク)



富山県の頭文字「と」をモチーフに地域のみなさんが高齢者の生活をいきいきと支える姿を表現

■地域包括ケア活動実践団体の募集・登録

高齢者を地域で支える活動の拡大を図るため、生活支援、介護予防等の地域包括ケアを実践する団体を募集・登録⇒新規開設するHPで公表

登録団体数 H28.3.22 現在:413

(内訳) 地区社協、老人クラブ、NPO、銀行、郵便局、生協、コンビニ、医療法人等

■地域包括ケア実践顕彰の創設

地域での支え合い活動を積極的に実践されている団体の顕彰制度を創設⇒生活支援、介護予防、医療・介護連携等の各分野から8団体を顕彰



(顕彰授与式の様子)

在宅医療の推進

■在宅医療支援センターの設置・運営

県内全域で在宅医療を推進するため、県在宅医療支援センターを県医師会館内に設置(H27.4.1)。また、在宅医療を実施する開業医等を支援するため、郡市医師会が設置する在宅医療支援センターに対し補助(10ヶ所)

■訪問看護ステーション整備に対する助成

訪問看護ステーション設備整備補助(4ヶ所)、多機能型訪問看護ステーション拠点整備補助(1ヶ所)

市町村の取組み支援

■市町村職員セミナー

地域包括ケアシステムを主体となって構築する市町村職員等に対し、生活支援体制整備、在宅医療・介護連携、介護予防等に関するセミナーを実施(年6回)

■介護予防・生活支援モデル事業の実施

協議体や生活支援コーディネーターの配置(3保険者)、住民運営の通いの場づくり(4保険者)

